平成２７年（フ）第８６２号
愛知県瀬戸市萩山台４丁目５番103号
債務者　加藤　隆治
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９５号
広島県府中市元町210番地２
債務者　市原　梨紗
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１２７号
青森県むつ市下北町14番30号
債務者　岡村光一郎
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６７号
青森県弘前市大字城東中央３丁目８番地３
マップヴィレッジＡ－103号、旧住所青森県弘前市大字松原西１丁目８番地24
債務者　齊藤千恵子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第８１号
青森県弘前市大字松森町38番地２　コーポスカイハイツ２－５号、旧住所青森県弘前市大字取上２丁目14番地１
債務者　小田桐信榮
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第８４号
青森県黒石市大字上町９番地１
債務者　山田スミ子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第２４号
大分県佐伯市大字鶴望3726番地10
債務者　榎並めぐみ
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月22日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第３５５号
名古屋市守山区大字下志段味字長戸1661番地　アークサガン103号
債務者　杉浦　基夫
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８２６号
名古屋市西区笹塚町１丁目８番地　市営笹塚荘２棟801号
債務者　吉田　隆雄
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９号
大分県佐伯市大字稲垣1402番地６
債務者　今津　達也
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
大分県佐伯市大字稲垣1402番地６
債務者　今津　真紀
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第５５号
北海道苫小牧市沼ノ端中央１丁目13番13号　タウンハウス沼ノ端13
債務者　松村　敏子
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第５８号
北海道苫小牧市沼ノ端中央３丁目１番14号　Ｂｒｏｓ．259　204号
債務者　東田　尚春
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第３８３号
仙台市太白区向山２丁目13番10－２号　ジュネス向山301
債務者　高木　広康
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８号
栃木県真岡市田町1779番地８　アルカンシィエル102号
債務者　関口　　建
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２７年（フ）第１６６号
新潟市中央区二葉町３丁目5152番地２　カーサフタバ101号
債務者　伊原亜佐子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９５号
新潟市西区寺尾西２丁目９番２号
債務者　羽鳥　　真
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部